

令和6年8月30日

令和7年度の財政投融資計画要求書

(機関名：沖縄振興開発金融公庫)

1. 令和7年度の財政投融資計画要求額

(単位：億円、%)

区 分	令和7年度 要 求 額	令和6年度 計 画 額	対前年度比	
			金額	伸率
(1)財政融資	1,565	1,946	△381	△ 19.6
(2)産業投資	59	70	△11	△ 15.7
うち 出 資	59	70	△11	△ 15.7
うち 融 資	—	—	—	—
(3)政府保証	—	—	—	—
うち 国内債	—	—	—	—
うち 外 債	—	—	—	—
うち 外貨借入金	—	—	—	—
合 計	1,624	2,016	△392	△ 19.4

2. 財政投融資計画残高

(単位：億円、%)

区 分	令和7年度末 残高(見込)	令和6年度末 残高(見込)	対前年度比	
			金額	伸率
(1)財政融資	8,580	7,939	641	8.1
(2)産業投資	256	197	59	29.9
うち 出 資	256	197	59	29.9
うち 融 資	—	—	—	—
(3)政府保証	—	—	—	—
うち 国内債	—	—	—	—
うち 外 債	—	—	—	—
うち 外貨借入金	—	—	—	—
合 計	8,836	8,136	700	8.6

3. 事業計画及び資金計画

事業計画

(単位：億円)

区 分		令和7年度 要 求 額	令和6年度 計 画 額	増 減
事業計画の合計額		1,827	2,087	△260
(内訳)	貸付	1,790	2,050	△260
	出資	37	37	—

資金計画

(単位：億円)

区 分		令和7年度 要 求 額	令和6年度 計 画 額	増 減
事業計画実施に必要な資金の合計額		1,746	2,263	△517
(財源)	財政投融资	1,624	2,016	△392
	財政融資	1,565	1,946	△381
	産業投資	59	70	△11
	政府保証	—	—	—
	自己資金等	122	247	△125
	一般会計出資金	3	1	2
	一般会計補給金	39	10	29
	財投機関債	100	100	—
	貸付回収金	1,108	1,238	△131
	借入金等償還	△1,139	△1,154	15
	その他	12	52	△40

財政投融资を要求するに当たっての基本的考え方

(機関名：沖縄振興開発金融公庫)

<政策的必要性>

1. 政策目的の実現に必要な範囲内で、金融・資本市場に関与するに際し、官民の適切な役割分担がなされているか。

沖縄振興特別措置法に基づく「沖縄振興基本方針」（令和4年5月10日内閣総理大臣決定）において、国は、沖縄振興の総合的かつ計画的な推進にあたり、産業振興を始めとする各種特例措置や沖縄振興開発金融公庫による政策金融等を通じ、各種支援を行なうとしている。

同方針に基づき策定された「新・沖縄21世紀ビジョン基本計画（沖縄振興計画）」（令和4年5月15日沖縄県知事決定）においては、政策金融の活用について、「駐留軍用地跡地の利用や離島の定住条件の整備など全国一律の枠組みでは対応が困難な固有課題への取組に加え、産業基盤整備、リーディング産業支援、中小企業等の振興、新たな産業の創出、子どもの貧困対策、新型コロナウイルス感染症関連融資等のセーフティネット機能の発揮など沖縄振興策と一体となった円滑な資金供給が求められます。また、沖縄経済の成長を支える出資など資本性資金の供給拡大に向けて、沖縄公庫の出資機能の向上等による新たな金融支援の取組や民間ファンド等との更なる連携が期待されています。加えて、持続可能なまちづくりに向けたアドバイスやPPP／PFI の導入など自治体支援も強化されており、沖縄公庫の政策金融ノウハウやネットワークを生かしたコンサルティング機能は、地域振興における重要性が増しています。」とされている。

沖縄では、①資金需要に対して民間資金量が必ずしも十分ではなく、②県外からの資金調達手段が限定的であり、③地銀の貸出約定平均金利が全国に比べて高いという金融環境にある。また、本土から遠く離れた離島県であり、産業構造が第三次産業に偏重していることから、景気や外部環境の変化等による影響を大きく受けやすい経済構造となっている。

当公庫は、民間金融のみでは対応が困難な観光リゾート施設や国際物流関連施設の整備、駐留軍用地跡地開発等の大規模プロジェクト、公共交通機能の充実やエネルギーの安定供給等の産業基盤整備に必要な資金の供給の補完に加えて、中小企業・小規模事業者、個人事業主、中堅・大企業等に対し、景気変動などによる急激な社会的・経済的環境の変化に対応するためのセーフティネット資金の円滑な供給や、リスクの高い分野である創業・ベンチャー支援や事業再生支援、企業の競争力強化にかかる資本性資金（出資及び資本性劣後ローン）の供給等により、民間金融を質的・量的に適切に補完している。

<民業補完性>

2. 「民間にできることは民間に委ねる」という民業補完性を確保する観点から、対象事業の重点化や効率化をどのように図っているか。

当公庫が扱う出融資制度は、「特殊法人等整理合理化計画」を踏まえ主務大臣が定めたものであり、政策的必要性・有効性等を勘案した適切なものである。

事業規模についても、沖縄振興に必要な資金の確保に努めつつ、民間金融機関との役割分担を勘案し適切に対応している。

財政投融資の要求にあたっては、国や県の沖縄振興策等の施策を踏まえ、「沖縄の優位性を生かした民間主導の自立型経済の発展」「沖縄における地域的・社会的課題の解消」に向け、事業の重点化を図っている。

令和6年度においては、人材育成や人手不足への対応に取り組む事業者や、沖縄の社会的課題の解決を目的とする事業を営む者を支援するため、「沖縄人材活躍推進貸付利率特例制度」、「沖縄社会課題対応企業等支援貸付」を創設したほか、「カーボンニュートラル推進投資利率特例制度」等の既存3制度について、貸付条件等の拡充を行った。

スクラップについては、令和5年度末をもって、「沖縄創業者等支援貸付」の貸付利率の縮減のほか、「沖縄ひとり親支援・雇用環境改善貸付利率特例制度」の特例の対象者の縮減等を行ったところである。

令和7年度については、地域経済における資材価格高騰等の影響に注視しつつ、国や県の沖縄振興策と一体となった政策金融の取組みを推進するとともに、「経済財政運営と改革の基本方針2024」も踏まえ、「地域づくりを担う人材の育成・確保」、「離島・北部地域の振興」、「沖縄における地域的・社会的課題の解決」に重点を置いた融資制度の拡充を要求するもの。

<有効性>

3. 財政投融資を活用して当該事業を行うことにより、自助努力の促進による事業の効率的な実施や受益者負担の実現を通じて租税負担の抑制が図られているか。

当公庫による政策金融は、沖縄において民間金融機関のみでは十分な対応が困難な長期・固定資金及びリスクの高い分野に対する資金を円滑に供給することにより、沖縄経済を牽引するリーディング産業の成長や地場産業の振興による地域経済の活性化、地域課題の解決に向けた社会的な取り組み等が促進され、沖縄振興策の基本的方向である「沖縄らしい優しい社会の構築」及び「民間主導の自立型経済の発展」の実現に資するものである。

なお、当公庫においては、「特殊法人等整理合理化計画」（平成13年閣議決定）の指摘を踏まえ、個別案件事後評価等に基づき、沖縄振興策及び融資先事業の発展への貢献状況等を自己評価し、その結果を業務改善に反映させるための「政策金融評価」を平成16年度より毎年度実施している。

<償還確実性又は収益性の確保>

4. 財政融資や政府保証による資金調達を予定している場合の償還確実性や、産業投資による資金調達を予定している場合の収益性は確保されているか。

当公庫は、貸付にあたり、十分な審査により申込先の事業見通し等を精査するとともに、必要に応じて適切な債権保全を図っている。

また、企業等に対する出資については、財政投融資特別会計（投資勘定）からの出資金を原資としていることを踏まえ、政策効果や事業採算性等について慎重な審査を行い、主務大臣の認可を得た上で実行している。

当公庫は、信用リスク管理態勢の整備・強化を図っており、出融資後においても当該企業の業況把握に努め、経営課題に対する指導等を行うことにより、償還確実性の一層の確保に努めている。

<財投計画の運用状況等の反映>

5. 財投編成におけるPDCAサイクルを強化する観点から、財投計画の運用状況を財政投融資の要求内容にどのように反映しているか。

令和5年度の事業規模は、国や県の沖縄振興施策等に沿った資金需要、並びにコロナ禍や原油価格・物価高騰の影響を受けた事業者等への資金繰り支援に対応すべく、当初計画2,332億円を確保したものの、個人消費の持ち直しや観光需要の回復の動きを背景に、コロナ関連融資の需要の低下が見られたこと等から、事業実績は868億円（計画比37.2%）に留まった。

しかしながら、令和5年度においては、コロナ禍により負債の増加した事業者や物価高騰等の影響を受けた事業者に対する資金繰り支援をはじめ、事業再構築や生産性向上等、事業者の成長性強化やスタートアップ支援等についても積極的に取り組み、経済・社会の発展及び沖縄における地域課題の解決に貢献すべく、政策金融機関としての役割発揮に努めたものと評価している。

なお、財政投融資に関しては、当初計画2,064億円に対し、令和4年度実績比2.8%減の741億円（運用残1,323億円）となった。

令和6年度は、ホテル建設等の大型設備投資や中小企業・小規模事業者等の経営力強化、創業等に係る資金需要が見込まれており、沖縄振興の基本方向である「民間主導の自立型経済の発展」に向けて、各種業態・規模の事業者に対する支援に取り組んでいるところ。

令和7年度の事業規模は、過去の出融資実績、融資相談等の状況、沖縄県からの要望、民間金融機関との役割分担等を勘案し、引き続きセーフティネット機能の発揮及び国や県の沖縄振興策等に沿った資金需要に対応するため、令和6年度当初計画比260億円減の1,827億円としている。

（参考：過去3カ年の財政投融資の運用残額）

	3年度	4年度	5年度
運用残額	4,456 億円	1,481 億円	1,323 億円
運用残率	86.4 %	66.0 %	64.1 %

（注）「運用残率」は、改定後現額（改定後計画＋前年度繰越）に対する運用残額の割合。

<その他>

6. 上記以外の特記事項

特になし。

産 業 投 資 に つ い て

(機関名：沖縄振興開発金融公庫)

(事業名：企業等への出資)

1. 産投事業の内容

(1) 具体的な事業内容

本事業の出資の基準は、「沖縄振興開発金融公庫業務方法書」(第 16 条の 7)において、次の条件に該当するときに限りこれを行なうことができると規定している。

イ 沖縄における産業の振興開発に寄与する事業であつて、沖縄の産業の振興開発上特に必要なものであること。

ロ 一般の金融又は出資を受けることが困難なものであること。

ハ 本公庫の出資によつて民間投資の導入が促進されると認められること。

また、上記イに該当する具体的な事業内容は

(イ) 産業基盤整備

(ロ) リーディング産業支援

とされている。

(2) 必要とする金額の考え方

「経済財政運営と改革の基本方針 2024」においては、沖縄振興について「強い沖縄経済の実現に向けた観光の質向上や脱炭素化、沖縄科学技術大学院大学の起業支援等の産業振興、北部・離島等の定住環境整備、普天間返還も見据えた基地跡地の先行取得と那覇空港等との一体的な利用、教育・医療・福祉が融合したこどもの貧困対策・Well-being 拠点設置に向けた取組、平和学習の充実等の沖縄振興策を国家戦略として総合的・積極的に推進する」との方向性が示されている。また、「沖縄振興基本方針」においては、当公庫について「コロナ禍で打撃を被った地域経済の下支えを行うとともに、独自の貸付・出融資制度等も活用し、沖縄が抱える社会問題の解決に向けて取り組むことが期待」されている。

これまで当公庫では、インフラ整備事業による沖縄の産業基盤の形成、沖縄経済を牽引するリーディング産業の振興に対する資本性資金の供給により、産業の振興開発を推進してきたが、自立型経済の構築に向けて、科学技術によるイノベーションを推進し、将来の沖縄経済を牽引するスタートアップに対する支援など、多様な資金ニーズへの対応が求められている。

沖縄振興の基本的方向である「自立型経済の構築」に向けて、中長期の資本性資金を積極的に供給することで民間投資を誘導する必要があることから、令和 7 年度においては、予定案件の資金ニーズを踏まえた事業規模 30 億円を見込んでおり、その出資財源として 31 億円（過年度決定案件分 1 億円を含む）を要求するものである。

(3) 見込まれる収益

本事業における採算性については、長期的な収益確保することを基本方針とし、産業基盤整備については長期的な配当、リーディング産業支援については少なくとも出資額

を上回る回収が見込まれることを基準に案件を採択している。

（４）民間資金の動員の蓋然性

出資の限度額については、「沖縄振興開発金融公庫業務方法書」（第 16 条の 8(2)）により、沖縄における産業の振興開発に寄与する事業に必要な資本の額の 5 割以内の額とされており、残りは民間資金が導入される。

また、出資後の民間投融資の導入状況について年 1 回の確認を行っているほか、当初計画と異なる場合には、その要因についてあわせて確認することとしている。

2. リスク管理体制

個別案件の執行にあたっては、財政投融資特別会計（投資勘定）からの出資金を原資としていることを踏まえ、地域経済の利益等の政策的意義及び効果に加えて、事業採算性と配当可能性等について慎重な審査を行い、役員会への付議及び理事長による内部決裁を経た上で、主務大臣の認可を受けて実行しており、事後においては、案件毎の経営状況について役員会に報告している。また出資後 2 年間は、原則として四半期に 1 度、財務状況及び出資対象事業の進捗状況の確認等を実施しており、必要に応じて、外部諸機関と連携したモニタリングや経営支援の強化により、出資先の企業価値向上に努めている。

（事業名：中小企業資金挑戦支援資本強化特別貸付、生業資金挑戦支援資本強化特別貸付、生活衛生関係営業挑戦支援資本強化特別貸付、農林漁業経営資本強化資金）

1. 産投事業の内容

（１）具体的な事業内容

創業、新規事業への取組、企業再建等の局面にある中小・小規模事業者及び生活衛生関係営業者、農林水産事業者は、概してキャッシュフロー不足や自己資本の脆弱性等の理由により、民間金融機関からの資金調達が困難となっていることが多い。

このため、金融機関の資産査定上自己資本とみなしうる資本金性資金を供給することにより、中小・小規模事業者等の財務体質を強化するとともに、当該資金を呼び水として民間金融機関からの資金調達を誘発するべく、本特例制度が平成 20 年度に創設され（生活衛生資金は令和元年度に追加）、令和 4 年度に本貸付制度に拡充された（農林漁業資金は令和 5 年度に本貸付制度に拡充）。

（２）必要とする金額の考え方

沖縄においては、沖縄科学技術大学院大学、琉球大学、沖縄工業高等専門学校等の研究機関による優れた研究開発成果を産業振興に結びつけるための取組みが進められており、新規創業や新事業展開のための資金需要のほか、原油価格・物価高騰等による業況の悪化、過剰債務に陥った事業等の再建にかかる資金需要も見込まれる。また、生産コストの上昇や環境対策への対応等で厳しい経営状況にある農林水産事業者を金融面

から支援するため、本貸付制度の活用も見込まれるところである。

令和7年度においては、中小・小規模事業者向け資本性劣後ローンの事業規模40億円を見込んでおり、出資金の再活用分を勘案し、その融資財源として14億円を要求する。農林水産事業者向け資本性劣後ローンは、事業規模2億円を見込んでおり、追加財源として2億円を要求する。

イ 中小・小規模事業者向け資本性劣後ローンの財源（中小等資金） 14億円
≒40億円（想定事業規模）×70%（産投出資財源割合）－11.9億円（*1）－2.5億円（*2）

*1 資本性ローンの回収金のうち、産投出資金見合い分を新規の資本性ローン財源として再活用する

*2 特定資金の金利引下げにあたり受け入れた産投出資（平成20年度3億円受入）について、当該特定資金の残高見合いで引き続き必要な額を残して、新規の資本性ローンの財源として再活用する

ロ 農林水産事業者向け資本性劣後ローンの財源（農林資金） 2億円
≒2億円（想定事業規模）×60%（産投出資財源割合）

（3）見込まれる収益

本特例制度では、業績連動型の貸付金利を設定しており、成功要件の達成度合いが一定の基準よりも低い場合、利息収入は少なくなるが、逆に成功要件の達成度合いが一定の基準よりも高い場合、利息収入は多くなるスキームとなっている。

中小企業資金挑戦支援資本強化特別貸付利率

成功判定区分	5年1ヵ月	6～7年	8～10年	11～15年	16～20年
A	3.60%	3.90%	4.15%	4.40%	4.65%
B	0.50%	0.50%	0.50%	0.50%	0.50%

（4）民間資金の動員の蓋然性

本特例制度は、金融機関の資産査定上自己資本とみなしうる資金を供給し、中小・小規模事業者の財務体質を強化することにより、民間金融機関からの資金調達を円滑化することを目的としており、民間金融機関の呼び水効果が高い制度となっている。

また、新型コロナウイルス感染症対策挑戦支援資本強化特別貸付（新型コロナ対策資本性劣後ローン）における民間金融機関との協調融資実績（令和2年8月～令和6年3月）をみると、約7割（先数ベース）について協調融資が行われている。民間金融機関における資本性劣後ローンとの協調融資のニーズは高く、民間資金の動員の蓋然性が認められる。

2. リスク管理体制

本特例制度の執行にあたっては、申込者が事業計画書を作成することを必須としており、当該計画書に基づき計画の実現可能性等について、十分な審査を行うことにより、

償還の見通しを十分に見極めている。

また、貸付契約時において財務諸表の真実性等に関する表明保証義務や通常融資以上の報告義務を課すなどの特約を締結することにより、貸付実行後の適切なモニタリングの継続を担保している。

さらに、貸付後に経営状況に問題がある貸付先については、公庫からの経営改善指導の受け入れや適切な経営改善計画策定を義務付ける等の仕組みを設けることにより、適切な債権管理、リスク管理に努めている。

（事業名：産業開発資金資本性劣後ローン特例制度）

1. 産投事業の内容

（1）具体的な事業内容

本特例制度については、中堅・大企業等に対し、貸付金の償還順位を他の債権に劣後させる等の特例を設け、金融機関の資産査定上自己資本とみなしうる資本性劣後ローンを供給することにより、事業の生産性向上を企図する企業や社会的な要因により一時的に業況が悪化した企業等の財務体質を強化するとともに、民間金融機関からの資金調達を円滑化し、もって、地域経済の活性化を図るもので、令和3年度に創設されたものである。

（2）必要とする金額の考え方

新型コロナウイルス感染症の影響を大きく受けた中堅・大企業等の中には、事業再構築のための設備投資や、資本性資金の導入による財務基盤強化を企図する企業もあることから、借入増加により財務状況が悪化する懸念がない本特例制度の活用が見込まれるところである。

令和7年度においては、資本性劣後ローンの事業規模20億円を見込んでおり、その融資財源として12億円を要求する。

イ 中堅・大企業向け資本性劣後ローンの財源（産業開発資金） 12億円
≒20億円（想定事業規模）×60%（産投出資財源割合）

（3）見込まれる収益

本特例制度では、業績連動型の貸付金利を設定しており、成功要件の達成度合いが一定の基準よりも低い場合、利息収入は少なくなるが、逆に成功要件の達成度合いが一定の基準よりも高い場合、利息収入は多くなるスキームとなっている。

（4）民間資金の動員の蓋然性

本特例制度は、貸付金の償還順位を他の債権に劣後させる等の特例を設けることにより、事業者の財務体質を強化するとともに、金融機関の資産査定上自己資本とみなしうる資本性資金を供給することを通じて、資金調達の円滑化を支援するものであり、貸付

限度を所要資金の 5 割以内とすることから、民間金融機関の呼び水効果が認められる。

2. リスク管理体制

本特例制度の執行にあたっては、申込者が事業計画書を作成することを必須とすることで、当該計画書に基づき計画の実現可能性等について、十分な審査を行うことにより、償還の見通しを十分に見極めることとしている。

また、貸付契約時において財務諸表の真実性等に関する表明保証義務や通常融資以上の報告義務を課すなどの特約を締結することにより、貸付実行後の適切なモニタリングの継続を担保している。

さらに、貸付後に経営状況に問題がある貸付先については、公庫からの経営改善指導の受け入れや適切な経営改善計画策定を義務付ける等の仕組みを設けることにより、適切な債権管理、リスク管理に努める。

財 投 機 関 債 に つ い て

（機関名：沖縄振興開発金融公庫）

1. 令和7年度における財投機関債の発行内容

当公庫の事業規模、金利リスク（ALM）への対応及び発行に係るコスト等を総合的に判断し、一般担保付の債券（コーポレート型）の財投機関債100億円の発行を予定している。

（参考）令和6年度における財投機関債の発行予定額・発行形態等

一般担保付の債券（コーポレート型）の財投機関債100億円の発行を予定している。

成長戦略等に盛り込まれた事項について

(機関名：沖縄振興開発金融公庫)

「経済財政運営と改革の基本方針2024」、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2024年改訂版」に盛り込まれた事項に関する要求内容

イ 当公庫の令和7年度要求は、「経済財政運営と改革の基本方針2024」に記載された下記の方針等を反映したものとなっている。

「経済財政運営と改革の基本方針2024」

第1章 成長型の新たな経済ステージへの移行

1. デフレ完全脱却の実現に向けて（抜粋）

企業の稼ぐ力については、人手不足への対応として、業績改善にもつながるデジタル化や省力化投資の取組を支援するとともに、生産性の持続的な向上に向けて、中堅・中小企業の設備投資、販路開拓、海外展開等の取組を後押しする。

⇒（要求事項）

- (イ) 「沖縄離島・北部地域振興貸付」の貸付利率の見直し
(中小企業等資金：事業規模 870億円の内数)

2. 豊かさと幸せを実感できる持続可能な経済社会に向けて（抜粋）

意欲のある人が年齢・性別にかかわらず、「人への投資」などを通じて、自由で柔軟に活躍できる社会を構築する。さらに、若者が安心して結婚・出産・子育てに取り組めるよう若年世代の所得向上を図るとともに、健康意識の向上を図り、自らのキャリア設計の下で希望に応じて働くことで生涯所得を拡大させ、潜在的な支出ニーズを顕在化させていく。こうした「賃金と物価の好循環」や「成長と分配の好循環」の拡大・定着を通じて、希望あふれるWell-beingの高い社会の実現を目指す。

⇒（要求事項）

- (ロ) 「沖縄人材活躍推進貸付利率特例制度」の特例対象の拡充
(産業開発資金、中小企業等資金、生活衛生資金、農林漁業資金及び医療資金：事業規模 1,740億円の内数)
- (ハ) 「教育資金」の貸付利率の特例措置の拡充
(教育資金：事業規模 40億円の内数)

第2章 社会課題への対応を通じた持続的な経済成長の実現

5. 地方創生及び地域における社会課題への対応

(3) 地方活性化及び交流の拡大（抜粋）

強い沖縄経済の実現に向けた観光の質向上や脱炭素化、沖縄科学技術大学院大学の起業支援等の産業振興、北部・離島等の定住環境整備、普天間返還も見据えた基地跡地の先行取得と那覇空港等との一体的な利用、教育・医療・福祉が融合したこどもの貧困対策・Well-being拠点設置に向けた取組、平和学習の充実等の沖縄振興策を国家戦略として総合的に推進する。

⇒（要求事項）

- (イ) 「沖縄離島・北部地域振興貸付」の貸付期間の拡充

(中小企業等資金：事業規模 870億円の内数)

(ロ) 「沖縄人材活躍推進貸付利率特例制度」の特例対象の拡充 (再掲)

(ハ) 「教育資金」の貸付利率の特例措置の拡充 (再掲)

(ニ) 「沖縄自立型経済発展」の貸付利率の拡充

(産業開発資金：事業規模 700億円の内数)

地方を中心としたインバウンド誘客に向け、我が国固有の温泉・旅館・食・歴史などの観光資源・文化資源の磨き上げ・連携を図りつつ、特別な体験の提供、アドベンチャーツーリズム等の地域の多様な観光コンテンツ造成、ローカルガイドを含む観光人材の育成、高付加価値な観光地づくり、国立公園・国定公園・国民公園や公的施設の魅力向上、空港・C I Q・二次交通等の受入環境整備、クルーズの再興と拠点形成、消費税免税制度の見直し・適正利用、戦略的なプロモーション、伝統的酒造りの魅力発信、M I C E誘致・開催、厳格なカジノ規制を含むI R整備、デジタルノマドビザの活用促進、アウトバウンド・国際相互交流の拡大等を推進する。

⇒ (要求事項)

(イ) 「沖縄離島・北部地域振興貸付」の貸付期間の拡充 (再掲)

(ニ) 「沖縄自立型経済発展」の貸付利率の拡充 (再掲)

第3章 中長期的に持続可能な経済社会の実現

3. 主要分野ごとの基本方針と重要課題

(2) 少子化対策・こども政策 (抜粋)

貧困と格差の解消を図り、困難な状況にあるこども・若者や家庭に対するきめ細かい支援を行う。このため、こども食堂・こども宅食・アウトリーチ支援等への支援や学習支援や体験機会の提供などこどもの貧困解消や見守り強化を図る。

⇒ (要求事項)

(ハ) 「教育資金」の貸付利率の特例措置の拡充 (再掲)

ロ また、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2024年改訂版」に盛り込まれた事項に関する要求は以下のとおり (上記(イ)、(ハ)、(ニ)より再掲)

「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2024年改訂版」

II. 人への投資に向けた中小・小規模企業等で働く労働者の賃上げ定着

1. 価格転嫁の商習慣化の徹底と中小・小規模企業の省力化投資の加速

(2) 人手不足下での労働生産性向上のための中小・小規模企業の省力化投資

③ 中小・小規模企業に対する自動化技術等の省力化投資に対する集中的支援 (抜粋)

省力化投資、人材能力開発の支援策も利用し、中小・小規模企業自身が問題意識を持って省力化、デジタル/ロボットの実装に取り組むことが重要である。

⇒ (要求事項)

(イ) 「沖縄離島・北部地域振興貸付」の貸付利率の見直し (再掲)

III. 三位一体の労働市場改革の早期実現

(4) 労働市場改革の関連事項

⑤高等教育費の負担軽減

給付型奨学金と授業料等減免について、本年度から多子世帯や理工農系の学生等の中間層へ対象を拡大するとともに、貸与型奨学金の減額返還制度を見直す。2025年度から、こどもを3人以上扶養している多子世帯の学生については、所得制限を設けることなく、国が定める一定の額まで大学・高等専門学校・専門学校の授業料・入学金を無償とすることとし、対象学生に係る学業の要件について必要な見直しを図る。授業料後払い制度について大学院修士段階に導入した上で、学部段階への本格導入に向けた更なる検討を進め、速やかに結論を得る。高等教育の修学支援新制度については、高校段階のみならず、将来その支援対象になり得る中学生など義務教育段階からの周知が重要であり、将来の進路選択の幅を狭めることのないよう、制度の活用を促進する。

⇒（要求事項）

- (イ) 「沖縄人材活躍推進貸付利率特例制度」の特例対象の拡充（再掲）
- (ハ) 「教育資金」の貸付利率の特例措置の拡充（再掲）

Ⅷ. 経済社会の多様化

1. 地方創生とデジタル田園都市国家構想の実現

(3) デジタル田園都市国家の前提としての安心の確保

①広域交通インフラの整備（抜粋）

地方の暮らしや経済成長を支えるため、引き続き、高速道路・整備新幹線・リニア中央新幹線等の高速交通ネットワーク、港湾、国際拠点空港等の整備・活用を進めるとともに、国内外の航空ネットワークの維持・活性化等を進める。

⇒（要求事項）

- (二) 「沖縄自立型経済発展」の貸付利率の拡充（再掲）

3. 日本の魅力をいかしたインバウンドの促進（抜粋）

観光立国推進基本計画に基づき、持続可能な観光地域づくり、インバウンド回復、国内交流拡大に向けた施策を推進し、2030年訪日外国人旅行者数6,000万人、消費額15兆円という目標の達成を目指すとともに、観光客の受入れ増加に伴う混雑・マナー違反等の未然防止・抑制等に取り組む。

⇒（要求事項）

- (イ) 「沖縄離島・北部地域振興貸付」の貸付期間の拡充（再掲）
- (二) 「沖縄自立型経済発展」の貸付利率の拡充（再掲）

財政投融資の要求に伴う政策評価

(機関名：沖縄振興開発金融公庫)

1. 各府省庁の政策評価の結果

「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画」、「経済財政運営と改革の基本方針 2022」等を受けて、創業期の中小企業・小規模事業者の資金調達の円滑化支援等を過年度から引続き実施した。また、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた中小企業等への資金繰り支援策として、経済環境の変化を踏まえ、金利引下げ幅の縮小等、コロナ前の支援水準に戻しつつ、引き続き「新型コロナウイルス感染症特別貸付」、「新型コロナウイルス感染症対策挑戦支援資本強化特別貸付(新型コロナ対策資本性劣後ローン)」等により資金供給を行った。

さらに、ウクライナ情勢・原油価格上昇等の影響により資金繰りや経営に困難を来している中小企業等へ、金利の引下げ措置が講じられている「経営環境変化対応資金(セーフティネット貸付)」を活用した資金繰り支援に引続き取り組んだ。

上記のとおり、中小企業・小規模事業者の資金繰り支援事業を適切に実施した。

2. 政策評価結果の要求への反映状況

上記政策評価の結果のほか、融資実績・顧客の利便性・政府方針などを踏まえ、中小企業等の資金繰り支援等に必要な資金が確保できるよう、適正な事業規模及び財政投融資を要求する。

5 年 度 決 算 に 対 す る 評 価

(機関名：沖縄振興開発金融公庫)

1. 決算についての総合的な評価

令和5年度決算では、貸倒引当金の戻入額や繰入額の増加等によって、経常収益、経常費用ともに増加しており、損益計算書上における貸付金利息等の総利益は337億円、借入金利息等の総損失は338億円であって、その結果、損失金が1億円生じたが、この損失金は米穀資金・新事業創出促進特別勘定の損失金であり、沖縄振興開発金融公庫法施行令附則第4条第3項の規定により同勘定の積立金を減額して整理することとした。

2. 決算の状況

(1) 資産・負債・資本の状況

イ 資産

令和5年度末の貸付金残高（社債の取得を含む。）は、10,197億円で、令和4年度末の貸付金残高10,667億円に比べ470億円（4.4%）の減少となった。これは、令和5年度中に863億円の貸付を行い、1,332億円の回収等を行ったためである。

ロ 負債

令和5年度末の借入金残高は、6,931億円で、令和4年度末の借入金残高7,352億円に比べ421億円（5.7%）の減少となった。これは、令和5年度中に財政融資資金借入金等747億円（財政融資資金740億円、独立行政法人勤労者退職金共済機構7億円）の借入れを行い、1,168億円（財政融資資金1,156億円、独立行政法人勤労者退職金共済機構等12億円）を返済したためである。

令和5年度末の債券残高は、1,278億円で、令和4年度の債券残高1,577億円に比べ300億円の減少となった。これは、令和5年度中に105億円の発行を行い、403億円の償還をしたためである。

ハ 純資産

令和5年度末の純資産合計は1,572億円で、令和4年度末との比較では、一般会計出資金の受入等により、2億円の増加となっている。

(2) 費用・収益の状況

イ 費用

令和5年度の損益計算書上の費用は338億円で、令和4年度の費用297億円に比べ41億円の増加となった。これは、貸倒引当金繰入が36億円増加したこと等によるものである。

ロ 収益

令和5年度の損益計算書上の収益は337億円で、令和4年度の収益297億円に比べ40億円の増加となった。これは、貸倒引当金戻入が54億円増加したこと等によるものである。